

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号：微003
- (2) 請負件名及び数量：米国illumina社製 次世代シーケンサー HiSeq3000システム
保守点検 一式
- (3) 請負期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日
- (4) 保守の場所：国立大学法人大阪大学微生物病研究所感染症メタゲノム研究分野

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の配布場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘3-1
国立大学法人大阪大学 微生物病研究所会計係
電話 06-6879-8270
- (2) 仕様書の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。
- (3) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (4) 見積書提出期限
令和2年3月5日17時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」および「製造請負契約基準」に定めています。

仕 様 書

請負の表示：米国 illumina 社製 次世代シーケンサー HiSeq3000 システム
保守点検 一式

本請負は、国立大学法人大阪大学微生物病研究所に設置する下記システム一式が、正常かつ円滑に作動するよう保守するものであり、受注者は、熟練した技術者を出張させ、下記により入念確実に保守を行うものとする。

仕様

1. 保守機器の構成

米国 illumina 社製 次世代シーケンサー HiSeq3000 システム(SY-401-3001) 1式

2. 保守期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

3. 保守要領

(1) 随時保守点検

受注者は、発注者から故障発生等の通知があったときは、直ちに技術者を出張させ、修理を行うものとする。

(2) 費用の負担

本契約は、(1) 随時保守点検及び次の保守費用を含むものとする。

- ① 保守部品代
- ② アクセサリケア
- ③ 点検及び修理訪問時の技術料、輸送搬送費、出張料、宿泊料及び交通費
- ④ 契約時の事前点検費用
- ⑤ 解析ソフトウェアのバージョンアップ
- ⑥ 解析ソフトウェアのバージョンアップ後の初回トレーニング
- ⑦ オンサイトでのトラブルシューティング
- ⑧ 電話及びメールによるトラブルサポート
- ⑨ 試薬不良が原因による試薬交換
- ⑩ システム不良が原因による試薬交換

(3) 次に掲げる事項は、保守の範囲に含まないものとする。

- ① 天変地変その他これに類する災害による場合
- ② 受注者以外の者が改造、修理及び分解をした場合
- ③ 発注者の故意又は取り扱い上の重大な過失による場合

- (4) 保守は、発注者の勤務時間内に行うものとする。ただし、予め本学職員の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (5) 保守は、本学職員の立ち会いのもとに行うものとする。
- (6) 受注者は、保守の都度、以下の事項を記入した保守報告書を国立大学法人大阪大学微生物病研究所会計係に提出するものとする。
 - ① 点検した各部の異常の有無
 - ② 部品交換があったときは、その品名及び数量
 - ③ 修理を行ったときは、その詳細
 - ④ この保守以外に処理しなければならないと認められる事項
- (7) 受注者は、この契約の履行中知り得た事項を他に漏らし、又はほかの目的に利用してはならない。
- (8) その他詳細は、本学職員との協議によるものとする。

4. その他

- (1) 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- (2) この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第2号様式

見 積 書

調達番号：微003

調達件名：米国illumina社製 次世代シーケンサー HiSeq3000システム 保守点検 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示 米国 illumina 社製 次世代シーケンサー HiSeq3000 システム 保守点検 一式
請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学微生物病研究所 所長 岡田 雅人と受注者との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
第4条 業務は、国立大学法人大阪大学微生物病研究所において、これをするものとする。
第5条 受注者は、本契約に基づく資材(廃棄物)等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)の規定にしたがい、適合車等標章(ステッカー)を表示した貨物自動車(又は乗合自動車)を使用するものとする。
第6条 契約期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
第7条 保守報告書は、業務実施の都度、国立大学法人大阪大学微生物病研究所会計係に提出するものとする。
第8条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
第9条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学微生物病研究所会計係に送付すべきものとする。
第10条 契約保証金は免除する。
第11条 受注者の故意又は過失により、発注者の建物・設備・装置を損傷させた場合は、その損傷について、受注者は賠償の責を負うものとする。
第12条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
第13条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者

大阪府吹田市山田丘3番1号
国立大学法人大阪大学微生物病研究所
所長 岡田 雅人

受注者

別紙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。